議案第73号

新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて

新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例(昭和45年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「みだす」を「乱す」に改める。

第5条第2項中「諸規則」を「規則」に、「を停止させる」を「の中止を命ずる」に 改める。

第6条第1号中「1, 420円」を「2, 000円」に改め、同条第2号中「710円」を「1, 000円」に改める。

第7条第2号中「停止し」を「中止し」に改める。

第11条中「とき」を「とき、又は第5条第2項の規定により使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命ぜられたとき」に改める。

第12条第2項中「停止」を「中止」に改める。

第13条第2項中「第12条第2項」を「前条第2項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第 5条第2項、第7条第2号、第11条、第12条第2項及び第13条第2項の改正規 定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、平成30年4月1日以後の新居浜市市民グラウンドの使用に係る使用料について適用し、同日前の新居浜市市民グラウンドの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市市民グラウンドの使用料の額を改定するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。